「藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置 及び運用に関する指針」等の策定について

本市は、これまで公共施設等に防犯カメラを設置する際、設置を実施する 課等が、施設の用途や形状及び設置目的等に基づき、設置場所、台数などを 決定していましたが、藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」 という。)からは、市として統一的な考えを策定すべきではとの意見をいただ きました。また、平成30年2月藤沢市議会定例会予算等特別委員会におい て、本市が設置する防犯カメラに関し、設置場所や台数の統一的な考えを定 めた指針等が無く、設置を実施する課等において異なる基準により設置して いるのではという意見をいただきました。

本市としても、施設ごとに策定されていた運用基準等を統一して防犯カメラの設置を行い、犯罪の未然防止を図り、安全で安心なまちづくりを進めるため、本市の考え方をまとめた「藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針」の案(資料2)及び「藤沢市防犯カメラ運用基準」の案(資料3)(以下これらを「指針(案)等」という。)をとりまとめたので報告するものです。

1 指針の趣旨等

公共施設等の利用者の安全確保,犯罪の未然防止及び適正な施設管理を図るとともに,個人情報の保護を図るために,防犯カメラの設置に関し,設置場所,台数及び撮影対象区域の限定,防犯カメラを設置している旨の表示や管理責任者等の指定などを規定します。また,防犯カメラの運用等の措置や撮影された画像の保管方法等の運用に関する基本的な事項を規定します。

さらに,適正な運用を図るため,防犯カメラの運用等に係る措置や画像等の管理・保管方法等を規定した「藤沢市防犯カメラ運用基準」を策定し,これまで防犯カメラを設置している施設ごとに定めていた運用基準の統一を図ります。

2 策定までの取組

(1)公共施設等の防犯カメラ設置状況の照会

平成30年4月,各課に対し防犯カメラ設置状況の照会を行い,23の課等が,65施設538台の防犯カメラを施設利用者の安全確保や施設管理,駅前広場などの不特定多数の人が利用する箇所での犯罪の未然防止を図るために設置し,また,運用基準は,施設の用途や設置目的により施設ごとに定めていることを把握しました。

(2) 防犯カメラガイドライン策定検討会の設置

防犯カメラを設置している課等,処分権限を有する指定管理者の指導担当課,これらの課等が属する部局の総務課及び市民相談情報課により構成された防犯カメラガイドライン策定検討会(以下「策定検討会」という。)を設け,指針等の検討を行いました。

(3) 藤沢市個人情報保護制度運営審議会への報告及び諮問

策定検討会でとりまとめた指針(案)等を,平成30年12月に審議会へ報告し,意見をいただきました。その意見を踏まえた指針(案)等を平成31年1月に諮問し,答申を得ました。

3 これまでの取組と今後のスケジュール(予定)

平成30年 4月 防犯カメラ設置状況の照会

6月 策定検討会の設置 第1回策定検討会

7月 第2回策定検討会

12月 審議会へ指針(案)等の報告 第3回策定検討会

平成31年 1月 審議会へ指針(案)等の諮問・答申 第4回策定検討会

- 2月 平成31年2月藤沢市議会定例会総務常任委員会において指針(案)等の報告
- 4月 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用 に関する指針の施行 各施設が定めている防犯カメラ運用基準の改正

以上